

史料紹介

明治八年 小倉県第八大区（宇佐郡河西部）の民会規則について

佐藤 節

はじめに

明治八年、当時小倉県管轄下であつた宇佐地方に大区民会が設けられたことは、小野精一氏の『大宇佐郡史論』などによつて早くから知られていた。しかし、その実態については、いまだに不明な点が多く、昭和五十二年に刊行された『宇佐市史 中巻』でも明らかにされていない。

昨年たまたま訪問した宇佐市四日市の故麻生蕨氏の所蔵文書のなかに、墨書の明治八年の「民会規則」があり、第八大区内に筆写して回覧されたものであることがわかった。したがって、これが宇佐地区の大区民会のものであり、民会の姿の一端をつかむことができる貴重な資料として紹介したい。

民会規則

広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ、トハ辱クモ戊辰三月諸大臣ヲ會シ、神明ニ誓ヒ給ヒシ大典ノ要旨ニシテ、政体ノ因テ立ツ所、国是ノ因ヲ定ル所、天下人民ノ感戴服膺スル所ヨリナリ。

凡国家ハ人民ノ集合ニシテ政府素ヨリ恣ニ暴厲ノ政ヲ為可カラス。政府ハ人民ノ頼テ以テ保護ヲ受ク所ノモノナレバ、人民モ亦猥ニ之背反ス可カラサルハ、古今ノ通義ニシテ誰レカ夫是ヲ知ラサラン。然トモ君主專治ノ国ニ在テハ、一人其權衡ヲ誤リ、遂ニ天下ノ動靜ニ関スルモノ少カラス。若シ人々各其自由ヲ得、俱ニ天下ノ重任ヲ分負シ、俱ニ天下利害ヲ分受シ、同心合議其自ラ遵守ス可キ法ヲ設ケ、確乎不拔ノ規律ヲ定メ、之ヲ施セハ必ス行ハレ、之ヲ行ヘハ必ラス淳美ノ政トナル。是ヲ以テ文明ノ国ハ一人其制ヲ擅ニセス、下情上ニ達シテ政金トナリ、政令下ニ布テ国規トナリ、国ヲ拳ケ喜テ之ヲ奉シ、朝令暮改憂ナシ見ス。我国家夙ニ此ニ見アリト雖トモ、如何セン人民未タ義理ヲ解セス、遂ニ之ニ国家ノ大權ヲ附シ、政治ノ規律ヲ議セシメハ、自恣自為ノ憲法ヲ立ツルニ至ラン事ヲ懼レ、遂ニ八年ノ星霜ヲ費シタリ。今ヤ人民

ス。

已ニ昔日ノ人民ニアラサルヲ以テ、本年四月更ニ詔ヲ下シテ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立ルト。是ニ由テ之ヲ觀レハ、民撰議院設立ノ日將サニ近キニアラントスルヲ以テ、自今大ニ才識ヲ増シ、人々固有ノ權利ヲ行フ可ク、民撰議院設立ノ日ニ

二条 本会ハ衆人ノ意見ヲ集メ、衆説ニ因テ可否ヲ決スルヲ以テ、何人ノ論說ニ限ラス本会ノ公議ヲ終タルモノハ、都テ本会ノ公論ト認ム可シ。

際会シタル時ニ方リ論ス可ク、又大ニ斯国ニ尽ス可キ元質ヲ陶冶ス可キ為メ、先各小区ヨリ議ヲ集メ大区會議ヲ開キ、専ラ区内ノ事ヲ議シ、各議員開導ノカヲ以テ、広ク之ヲ各小区ニ及ホサント欲シ、今日西洋各国ト内国処々ニ行ハルル所ノ法ヲ折衷シ、略其典則ト為ス可キモノヲ定メ、左ニ揭示シテ、

三条 本会ハ専ラ区内ノ事ヲ議スルヲ目的トスルヲ以テ、論天下ノ事ニ及ヒ、徒ニ高尚ニ涉タル可カラスト雖トモ、勢ヒ黙止ス可カラサル者ハ、衆議輿論ヲ尽シ、連署建言スル事モアル可シ。

以テ八大区内ノ衆人ニ告ク。各撰挙人勉メテ平生ノ私怨私恨ヲ去リ、其心志ヲ虚平ニシ、其小区内ニ於テ自己ノ名代人ト依頼ス可キ人ヲ撰シ投票ス可シ。各議員モ亦各人ノ撰挙ヲ受ケタル上ハ、勉メテ衆人ノ利害得失ノ上ニ眼ヲ着シ、自勉自修ヲ以テ、広ク各小区人民ノ知識ヲ拡充スルニ至ラシメラレシ事ヲ希望ス。

四条 本会ハ素ト小区会ノ嚮導ヲ為サンカ為メニ設タルモノナレハ、務テ人智ヲシテ豁達セシムルヲ要ス。

五条 本会ハ未タ人智開達ニ至ラサル以前ニ設タル所ノモノナレハ、法制未タ其當ヲ得サル所アルヲ以テ、漸次改正スル事モアル可シ。

第一則 区会之主意

一条 本会ハ専ラ区内ノ要務ヲ議シ、公益ヲ図リ、相頼リ相扶ケ以テ世ニ立ツ大理ヲ拡充シ、民権ヲ保獲スルヲ目的トス。

第二則 役員并議員撰挙法

一条 役員ハ議長一人、副議長一人、書記二人、司計一人トス。最モ換様ニヨリ臨時議案掛二三人ヲ撰ム事モアル可シ。

二条 議長并副議長ハ、衆議員ノ投票ヲ以テ議員中ヨリ撰挙ス。

三条 年齢三十一歳未満ノモノハ、議長タル事ヲ得ス。

四條 書記、司計并議案掛リハ、議長ト議員トノ公撰ヲ以テ

議員中ヨリ撰挙ス。

五條 議員ハ其小区内人民ノ公撰ヲ以テ撰挙ス。

但 撰挙人ハ伍長タル可シ。

六條 議員ハ職任ノ有無ヲ論セス、現ニ其小区内ニ住シ、不

動産ヲ所有セル者ヲ撰挙ス。然レトモ其半数ハ必無職ノ人

ヲ插入スルヲ法トス。譬ヘ二十区十人撰挙スレハ内五人ハ

必ラス無職人ヲ用ス。

七條 議員ノ定限ハ、大抵千人ニ付三人ノ割合ヲ以テス可シ。

八條 年齢二拾一歳未満ノ者ハ議員タル事ヲ得ス。

九條 役員并議員ノ在務期員ハ都而無給タル可シ。

十條 役員并議員ノ在務期限ハ六ヶ月タル可シ。最モ半数宛

ノ交替トス。十人ノ議員ナラハ本年六月五人、九月五人ノ

交替、議案掛ハ其一日ヲ限トス。若シ其ノ任ニ堪サルカ、

或ハ不正ノ所業アルモノハ、衆議之上其職ヲ免ス可シ。

但、病氣、死去又ハ辭職等ニテ欠員アルトキハ、臨時公

撰ス可シ。若其一日欠席シタルトキ、役員ハ其一日丈ケ代

員ヲ撰挙シ、一班(般)議員ハ、代人ヲ撰挙スルヲ用ヒス。

十一條 議員タルモノ議會ノ衆ヲ得テ除名シラレタル者ハ、

再タヒ議員タルヲ不可得ス。

十二條 人民ノ公撰ニ与ラサル者ト雖トモ、議員タラン事ヲ

希フモノハ、衆議ノ允可ヲ得テ之ヲ許ス可シ。

十三條 役員、議員ヲ問ス一期任滿ノ後、再ヒ其役当ルトキハ

尚継続スル事ヲ得可シ。

第三則 議事所規律

一條 議事ハ毎月初一日一度開クヲ以テ常例トス。

但、臨時急要ノ事件ハ此限ニアラス。

二條 開議ハ当日午前九時ヨリ四時迄トス。

但、正午十二時ヨリ午后一時迄ハ午飯ノ時間トス。

三條 議會ニ就テノ諸雜費ハ都テ区費タル可シ。

但、議員ニハ午飯料トシテ每一人四錢宛ヲ其小区ヨリ給

ス可シ。議事所ヲ距ル三里半以上ナルトキハ、其小区内ヨ

リ每一人十五錢宛ヲ宿料トシテ給ス可シ。

四條 議事所ハ會議ニ関カルモノノ外、妄ニ立入ルヲ許サス。

若シ傍聴ヲ乞フモノアルトキハ、大区内ノ人ハ數ヲ限り許

ス可シ。最(尤)モ必ラス其住所姓名ヲ詳記シタル印書ヲ

差出スヲ法トス。

五条 議事所ニ着坐スルトキハ、脱（帽カ）ヲ載キ、ケツト
或ハ蝙蝠羽織ヲ被ル事ヲ許サス。

六条 醉中議席ニ列スルヲ許サス。

七条 議事所ヲ徘徊シ、及机上ノ書冊ヲ読、又ハ議事ニ関ラ
サル書冊ヲ携フ可カラス。

八条 議事所内ニ於テ雑踏、号呼ハ勿論、談語、咳嗽、吐唾、
吃煙、喫茶ス可カラス。

九条 議事所ニ於テ別ニ控席ヲ設ケ議員ノ為ニ水ト煙草盆トヲ
備エ置ヘシ。最（尤）午睡スルヲ禁ス。

十条 故ナクシテ欠席或ハ退席可カラス。犯ス事三度以上ニ
及フトキハ、衆議ノ上相当ノ所（処）分アルヘシ。

十一条 會議畢ルト雖トモ議長席ヲ離レサレハ、議員ハ猥ニ
其席ヲ去ル可カラス。

十二条 此議會ニ於テ定メタル条規ヲ犯シタルモノハ、衆議
ニ問テ罪ヲ定ム可シ。

十三条 議會ノ罪格ハ除名ト除名公示トニ止マル。

十四条 議事ヲ為ス可キ為メ設タル家屋ト雖トモ、未タ議事
ヲ開カサル以前、既ニ議事畢リタル後ニ於テハ、議事所ニ

アラサスト見做スヘシ。

第四則 會議之手續

一条 會議ノ時限ハ午前九時ヨリ四時迄トスルヲ以テ、議員
ハ時限前十分着坐ス可シ。

二条 議員ハ到着ノ前後ヲ以テ番号ヲ附シ、席順ヲ定ム可シ。
但、議事所内ニ於テ予め到着簿ヲ備ヘ置ク故ニ、議員到
着次第自ラ貫姓ヲ記シ逐次番号ヲ附ケ置ク可シ。

三条 議席ノ設置ハ正面ニ議長席ヲ設ケ、一尺計リ坐ヲ高ク
シ椅子ト机トヲ備ヘ、書記ハ議長ノ左右ニ於テ席ヲ設ケ、
椅子ト机トヲ置キ別ニ坐ヲ高クスルヲ用ヒス。議長席ヨリ
一目ニ見透ス可キ様ニ腰掛ケノミヲ備ヘ置可シ。

四條 議員着坐定リタルトキ、書記姓名簿ヲ執リ到着簿ニ照
シ參不參數ヲ檢シ、次ニ到着簿ヲ以テ一々議員之姓名ヲ呼
ビ、不応モノハ欠席ト見做シ、不參議員ノ姓名ヲ公告ス可
シ。

五条 議員着坐定リ時期至ルトキハ、議長其席ニ着キ、衆議
員ニ向ヒ先当日集會旨趣ヲ演ヘ議事ノ端緒ヲ開クヘシ。
六条 出席之議員過半ニ至ラサル時ハ、議ヲ開カサル可シ。

七条 發言又ハ弁論セント欲スルトキハ、起立シテ議長ヲ呼ヒ議長応タル後チ議長ニ向テ問議ス可シ。議員ト議員ト直チニ応答ス可カラス。最(尤)モ其人ノ都合ニ寄(依)議案ヲ用ヒルモ妨ナシ。議案ヲ出ストキ亦立テ議長ト呼ヒ応シタルトキ之ヲ出ス可シ。議案ニハ其始ニ於テ何々ノ議題シ、詳ニ姓名ヲ記ス可シ。

八条 議ノ本案ヲ軋シテ他岐ニ涉ル可カラス。

九条 二人以上同時ニ発声シタルトキハ、番号ノ前後ヲ以テ其順席ヲ定ム可シ。

十条 一人議ノ発スルモノアリテ、他議員ノ其説ヲ助クルモノ之ヲ陪言ト言フ。假令發言者アリト雖トモ此陪言ナキトキハ以テ衆議ニ懸ク可カラス。

十一条 發言者アリ陪言者アリ論弁既ニ畢リタルトキ、議長議員ニ向ヒ、先可トスルモノノ番号ヲ呼ハシメ、書記ヲシテ一々之ヲ記サシメ、次ニ否トスルモノノ番号ヲ呼ハシメ、之ヲ記サシメ、其多少ヲ檢シ、其決定ヲ公告スヘシ。

十二条 議員議案ヲダシタルトキ、議長書記ヲシテ之ヲ高声ニ読マシム可シ。意味貫通セスシテ再読乞フ者アルトキハ、之ヲ再読セシム可シ。若シ意味ノ弁解ヲ乞フモノアルトキ

ハ、議案本人ニ命シテ弁解セシム可シ。

但、三度以上ナルトキハ之ヲ許サザル可シ。

十三条 一議既決定シタル後ニ於テ、同趣意ノ議ヲ発スル者アリ。其議論前論ニ勝レリトスルトキハ、前論ノ決定ヲハ取消ス可シ。

十四条 衆議ニ因テ決定シタル事件ハ、議長書記ニ命シテ何カノ条件、何某ノ發言ニシテ、何某ノ論説云々、衆議云々ニ決ス、ト明細ニ簿記セシム可シ。

十五条 議事多数ニシテ定タル時間ニ決定シカタキ分ハ、次會ヲ待テ決義(議)ス可シ。

但、至急ノ事件ハ此限リニアラス。

十六条 議事畢リタルトキ、議長ハ議員ニ向ヒ次會ニ於テ議ス可トキ条件ヲ公告ス可シ。

但、予メ公告スル事ヲ得ザル事件ハ此限ニアラス。

十七条 県庁ヨリ下問、或ハ区内ノ請願ニヨリ臨時會議ヲ開ク事アルトキハ、遅クモ集會ノ日ヨリ五日前其綱領ヲ公告シ、其当日ニ至ラハ第一番ニ其事柄ヲ議ス可シ。

但、差当り公告ノ余日ナキモノハ此限ニアラス。

十八条 議員三分ノ一以上ノ所望アレハ、臨時會議ヲ開ク事

アルヘシ。

第五則 役員之権限并心得

一条 議長ハ本会ノ事務ヲ管理シ、議員ヲシテ規則ヲ守ラシメ、其論説ヲ可否決定スルノ権アル可シト雖トモ、都テ議論分俾付ルノ権アリト思フ可カラス。只衆説ノ是非ヲ聴納シ、謬論ノ詰局ニ目的ヲ着ケ、甲議員ノ論説ヲ衆議員ニ伝へ、乙議員ノ弁論ヲ甲議員ニ移シ、可否ト多少ヲ検シ決定ヲ布達スル等ヲ専務トス可シ。

二条 事ヲ議スル成丈ケ公平ヲ旨トシ、私恨ヲ以テ彼ニ偏シ、此ニ党スルカ如キ所業アル可カラス。

三条 説ヲ演ルトキハ必ラス起立ス可シ。議員ノ論説ヲ演ル間ハ耳ヲ傾ケ詳カニ之ヲ聴ク可シ。決シテ傍視ス可カラス。他員ト語ヲ交ユ可カラス。

四条 議長議員ヲ呼フトキ直ニ姓名ヲ指ス可カラス。其番号ヲ呼歎、只今ノ議論或ハ何々ノ弁論、又ハ何々ノ謬論可トスル説、或ハ否トスルト言フ可シ。若シ漫ニ姓名ヲ呼テ直ニ其人ヲ指ストキハ、自ラ愛憎ノ念ヲ生セシ事ヲ懼ルル也。五条 議長ハ己ノ論説ヲ以テ議員ト抗論ス可カラス。若シ自

ラ発言セント欲スルトキハ、必ス議案ヲ草シテ衆議員ニ示ス常例ノ如クシ、其公議ニ任ス可シ。

六条 議案數通アルトキ、議長ハ之ニ番号ヲ記シ置順次議ニ掛ク可シ。最(尤)議案中至急ヲ要スル者アル時ハ、其由ヲ議員ニ告ケ番ヲ前後スルモ妨ナシ。

七条 発言者アリト雖トモ即座ニ陪言スルモノナキ時、議長ハ衆議員ニ向ヒ陪言ノ有無ヲ問ヒ、愈陪言者ナキニ定リタルトキハ其發言ヲトドムルノ権アル可シ。

八条 議長ハ一議ノ未タ決セサル間、容易ニ他議員ノ論説ヲ聴ク可カラス。

九条 議員發言中議事之規則ヲ犯スカ或ハ議論迂遠ニ属スルトキ、議長ハ其發言ヲ制過スルノ権アル可シ。

十条 粗暴ノ言辞ヲ発或ハ規則ヲ犯ス者アルトキ、議長ハ直チニ其名ヲ呼ヒ呵責スル権アリ。若再三之ヲ拒ムトキハ退席ヲ命スルノ権アル可シ。

十一条 議員中互ニ論弁シテ可否決シ難キトキ、議長衆議員ニ問テ裁断ヲ為ス可シ。

十二条 副議長(副議長)(職力)務ハ議長欠席シタルトキ、議長ノ代リ諸務ヲ総理スル者トス。其権限、職務、議長ノ代理ヲ

為ス間ハ議長ト異ナル事ナシ。平常ニ在テハ他一班（般）ノ議員ト異ナル事ナシ。

十三條 書記ハ議長ノ命ヲ受ケ議案ヲ展読シ、決議案ヲ認ルヲ專務トス。議案展読スルトキハ、必ス其声ヲ高朗ニシテ衆議員ノ耳底ニ達セシムルヲ要ス。

十四條 着席ノ時限ニ至ルトキ、書記ハ議場ニ入り議員ノ姓名帳ヲ執リ、到着簿ニ照シ參不參ノ數ヲ檢シ、番号ヲ追ヒ一々議員ノ姓名ヲ呼フ可シ。応セサルモノニハ欠番印ヲナシ不參議員ノ姓名ヲ公告ス可シ。

十五條 司計ハ総テ議場ニ就テノ諸費ヲ統計スルヲ專務トス。若シ出納帳簿ヲ見ント欲スル者アルトキハ、何時モ展望セシム可シ。

十六條 書記、司計自己ノ論説ヲ發言スル間ハ、都テ一般議員ト見做スヲ以テ、其席ヲ去リ議員ノ席ニ就キ一般議員同様ノ法ヲ守ル可シ。

十七條 議案掛リハ、其一日議長ノ命ヲ以テ將決案ヲ認ムルヲ專務トス。

但、議事ニ就テ權利ハ他一般ノ議員ト異ナル事ナシ。

十八條 役員其職ヲ去ルトキ在務中ノ事務ハ総テ後任ノ人ニ

引渡ス可シ。

第六則 議員ノ権限并心得

一條 都テ民会ニ於テハ、其決議ヲ以直ニ是ヲ實際ニ施行スルノ權利ヲ有セサルモノナレハ、一旦其決議ヲ県庁ニ申告シテ裁断ヲ仰ク可シ。決シテ強要專恣ノ振舞アル可ラス。

但、本会ノ規則ヲ改正スルカ、或ハ区内小事ニ係ルモノ等、本會議員ノ権内ニアルモノハ此限ニアラス。

二條 何人ヲ論セス会場ニアルトキハ、都テ一班（般）ノ議員ト見做ス可シ。

三條 区内ノ利害存亡ニ関ハル事、或ハ民費ニ係ル事等、議問ハ次会ヲ待テ決議ス可シ。

但、至急ノ事件ハ此限ニアラス。

四條 議長或ハ役員ニ於テ不正ノ所業アルカ又ハ其任ニ堪サルトキハ、期限内タリト雖トモ黜斥シテ更ニ撰挙スルノ權アル可シ。

五條 書記議案ヲ讀上ルトキ、明瞭ニ解シ得サルトキハ、議長ニ向テ再讀或ハ弁解ヲ乞フヲ得可シ。

六條 定メタル時限ニ後レテ來ルモノハ、其緣由ヲ議長ニ届

出可シ。

七条 故ナクシテ出席ノ時限ヲ誤リ或ハ議事中故ナク退席ス可カラス。若出席ノ時限ヲ誤リシ前、退席シタル後ニ於テ決定シタル事件ニ付テ、異論ヲ發スルノ權ナカル可シ。

但、弊害不得已ノ事件ハ此限ニ非ス。

八条 議事中公平ヲ旨トシ、平生ノ私怨私恨ヲ以、偏党ノ所業アル可カラス。

九条 議長(重複カ)ト議議員トノ応答ヲ妨可カラス。他議員ト直チニ

応答ス可カラス。發言セント欲セハ議長ニ向フ(ヒカ)問議ス可シ。

十条 議論中直チニ他議員ノ名ヲ指ス可カラス。何番議員又ハ只今ノ發言、或ハ何々ノ議又ハ何々ノ論說ヲ可トスル論或ハ否スル論ト云フ可シ。

十一条 發言スルトキ必ラス起立シテ議長ニ正面シ、其声ヲ高クシテ衆議員ノ耳底ニ達セシムルヲ要ス。議論ヲ演ル喋々多端ニ渉ル可カラス。言語寡少ニシテ意味貫通スルヲ旨トス可シ。議案ヲ以テ議長ニ附託スルモ妨ナシ。

但、病氣又ハ不具ニシテ、身体不自由ナル者ハ此限ニアラス。

十二条 發言中ハ他員ヲシテ黙聴セシムルノ權利ヲ有スルモノナレハ、他ノ議員ハ必ラス肅然トシテ之ヲ聴キ、敢テ弁論ヲ妨グ事ヲナス可ラス。

十三条 弁論中議長ヨリ發言ヲ止メラレタルトキハ、直チニ㊦席ニ就キ果テ式ニ違フヤ否ヤ差図ヲ待可シ。

十四条 議本案ヲ転シテ他岐ニ渉ルハ嚴禁タルヲ以テ、發言㊦一分ニ熟思シ、確然タル事ニアラサレハ議ヲ起ス可カラス。

若シ前説ヲ不可ト悔悟セハ、議長ニ告ケ許可ヲ得テ後再ヒ發言スル事ヲ得可シ。

十五条 其身上ニ罹ル議論中ハ決テ議事所ニ出頭ス可カラス。控席ニ退ク可シ。横様ニ因リ当人ノ弁解ヲ要スルトキハ議長ヨリ其趣ヲ達ス可シ。

別紙民会規則相廻シ候条、左ノ区々騰写シテ速ニ御順達可
被成候也

八年(欠)
月廿五日

会 所

- 八小区
- 三小区
- 二小区
- 一小区

大分県教育センター研究部長

編集後記

「地方の時代」ということがさかんに言われていますが、明治以後の近代の地方の歴史は中央の動きを無視しては考えられません。そのような意味で中央からの通達、報告などを県内の史料の中から求め、さらにそれを裏づけるためには中央での史料が必要となってきます。中央集権化の進む中で同じようなことが、県と市町村との間でも適用されるわけです。末広利人氏の論文は、従来殆ど解明されていなかった、とかく遅れの目立っていた大分県の交通運輸問題を取上げて、その近代化の過程を追求した貴重な研究です。次に村上勉氏は卒業間もない新進気鋭の学究の徒で、江戸時代から専売にもとりあげていた七島蘭の明治期における生産販売ルートを史料をもとに詳細に究明した力作で、氏の今後の御活躍を祈ります。加藤泰信氏は戸籍法による大区、小区制実施から町村制施行に至る間の町村合併の状況を調査、分析することによって大分県下のその後の町村の根幹を求めている。白井淳三郎氏は梅園研究に情熱を燃やす研究者で、「価原」の現代語訳などもされていますが、今回は梅園研究の隠れた研究者藤